

## 岐阜県警察本部長が取り扱う個人情報に関する規程

平成18年3月23日

岐阜県警察告示第1号

(原文縦書き)

(趣旨)

**第1条** この規程は、岐阜県警察本部長（以下「警察本部長」という。）が取り扱う個人情報について、岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(個人情報取扱事務登録簿の様式等)

**第2条** 条例第12条第1項の個人情報取扱事務登録簿は、別記第1号様式によるものとする。

2 条例第12条第2項第14号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 個人情報取扱事務の区分
- (2) 個人情報取扱事務の登録年月日及び変更年月日
- (3) 個人情報の電子計算機処理の有無
- (4) 他法令等による個人情報の開示制度の有無

(個人情報開示請求書の様式)

**第3条** 条例第16条第1項の請求書は、個人情報開示請求書（別記第2号様式）とする。

(本人等の証明に必要な書類等)

**第4条** 条例第16条第2項（条例第21条第3項及び第23条の5第2項において準用する場合を含む。）の本人又はその代理人であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- (1) 本人が請求するとき 運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他開示請求をしようとする者の氏名及び住所が記載されている書類で、当該開示請求をしようとする者が本人であることを確認するに足りると警察本部長が認めるもの
- (2) 法定代理人が請求するとき 当該法定代理人に係る前号の書類（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）及び戸籍謄本その他その資格を証明する書類として警察本部長が認めるもの
- (3) 本人の委任による代理人が請求するとき 当該代理人に係る第1号の書類（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）並びに本人の押印がある委任状及びその押印した印鑑に係る印鑑登録証明書

2 条例第13条第2項の規定により開示請求をした代理人は、個人情報の開示が行われる前にその資格を喪失したときは、直ちに書面でその旨を警察本部長に届け出なければならない。

3 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(個人情報開示決定通知書等の様式)

**第5条** 条例第17条第2項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

- (1) 個人情報を開示する旨の決定をした場合 個人情報開示決定通知書（別記第3号様式）

(2) 個人情報の一部を開示する旨の決定をした場合 個人情報部分開示決定通知書（別記第4号様式）

(3) 個人情報を開示しない旨の決定をした場合 個人情報非開示決定通知書（別記第5号様式）

2 条例第17条第4項の書面は、個人情報開示決定期間延長通知書（別記第6号様式）とする。

3 条例第17条第5項の書面は、個人情報開示決定期間特例延長通知書（別記第7号様式）とする。

（個人情報開示請求事案移送通知書の様式）

**第6条** 条例第17条の2第1項の書面は、個人情報開示請求事案移送通知書（別記第8号様式）とする。

（個人情報の開示に係る意見書提出の機会の付与等）

**第7条** 条例第17条の3第1項の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求の年月日

(2) 意見書を提出する場合の提出先及び提出期限

2 条例第17条の3第1項の規定による通知を書面により行う場合の当該書面及び同条第2項の書面は、個人情報の開示に係る意見照会書（別記第9号様式）とする。

3 条例第17条の3第1項及び第2項の意見書は、個人情報の開示に係る意見書（別記第10号様式）とする。

4 条例第17条の3第3項の書面は、個人情報の開示決定に係る通知書（別記第11号様式）とする。

（開示の実施に必要な書類）

**第8条** 条例第18条第1項の本人又はその代理人（法人にあっては、当該法人の役員。以下同じ。）であることを証明するために必要な書類で実施機関が定めるものは、運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証その他開示請求者の氏名及び住所が記載されている書類で、当該開示請求者が本人又はその代理人であることを確認するに足りると警察本部長が認めるものとする。

（電磁的記録等の開示方法）

**第9条** 条例第18条第2項第2号に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) フィルム 専用機器を用いて映写したもの若しくは用紙等に印刷し、若しくは印画した物の閲覧又は用紙等に印刷し、若しくは印画した物の交付

(2) 警察本部長が保有する専用機器及びプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を用いて用紙に出力することができる電磁的記録 当該電磁的記録を警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力した物若しくは再生したものの閲覧若しくは視聴又は用紙に出力した物の写しの交付

(3) 警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力することができない電磁的記録 当該電磁的記録を警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用い

て再生したものの閲覧、聴取又は視聴

2 条例第18条第3項第2号に規定する実施機関が定める方法は、次の各号に掲げる種別に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) フィルム 用紙等に印刷し、又は印画した物の写しの閲覧又は交付

(2) 前項第2号の電磁的記録 当該電磁的記録を警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて用紙に出力した物の写し若しくは当該電磁的記録を複製したものを警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて再生したものの閲覧若しくは視聴又は当該用紙に出力した物の写しの交付

(3) 前項第3号の電磁的記録 当該電磁的記録を複製したものを警察本部長が保有する専用機器及びプログラムを用いて再生したものの閲覧、聴取又は視聴

3 前2項の規定にかかわらず、第1項第2号及び第3号並びに前項第2号及び第3号に掲げる電磁的記録については、磁気テープ、磁気ディスクその他の電磁的記録媒体に複製した物の提供が容易であるときは、当該複製した物を供与することができる。

(写し等の供与)

**第10条** 条例第18条第2項又は第3項の規定により写し等(印刷し、印画し、及び複製した物を含む。)を供与する場合の部数は、1件の開示請求につき1部とする。

(個人情報訂正請求書の様式)

**第11条** 条例第21条第1項の請求書は、個人情報訂正請求書(別記第12号様式)とする。

(個人情報訂正決定通知書等の様式)

**第12条** 条例第22条第2項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

(1) 個人情報を訂正する旨の決定をした場合 個人情報訂正決定通知書(別記第13号様式)

(2) 個人情報の一部を訂正する旨の決定をした場合 個人情報部分訂正決定通知書(別記第14号様式)

(3) 個人情報を訂正しない旨の決定をした場合 個人情報非訂正決定通知書(別記第15号様式)

2 条例第22条第4項において準用する条例第17条第4項の書面は、個人情報訂正決定期間延長通知書(別記第16号様式)とする。

3 条例第22条第4項において準用する条例第17条第5項の書面は、個人情報訂正決定期間特例延長通知書(別記第17号様式)とする。

(個人情報訂正請求事案移送通知書の様式)

**第13条** 条例第23条第1項の書面は、個人情報訂正請求事案移送通知書(別記第18号様式)とする。

(個人情報訂正実施通知書の様式)

**第14条** 条例第23条の2の書面は、個人情報訂正実施通知書(別記第19号様式)とする。

(個人情報利用停止請求書の様式)

**第15条** 条例第23条の5第1項の請求書は、個人情報利用停止請求書(別記第20号様式)とする。

(個人情報利用停止決定通知書等の様式)

**第16条** 条例第23条の6第2項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面とする。

- (1) 個人情報を利用停止する旨の決定をした場合 個人情報利用停止決定通知書（別記第21号様式）
- (2) 個人情報の一部を利用停止する旨の決定をした場合 個人情報部分利用停止通知書（別記第22号様式）
- (3) 個人情報を利用停止しない旨の決定をした場合 個人情報非利用停止決定通知書（別記第23号様式）

2 条例第23条の6第4項において準用する条例第17条第4項の書面は、個人情報利用停止決定期間延長通知書（別記第24号様式）とする。

3 条例第23条の6第4項において準用する条例第17条第5項の書面は、個人情報利用停止決定期間特例延長通知書（別記第25号様式）とする。

（審査請求に係る個人情報の開示通知書の様式）

**第17条** 条例第24条第3項において準用する条例第17条の3第3項の書面は、審査請求に係る個人情報の開示通知書（別記第26号様式）とする。

#### 附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月2日岐阜県警察告示第1号）

この規程は、平成27年10月5日から施行する。

附 則（平成27年12月28日岐阜県警察告示第2号）

この規程は、平成28年1月1日から施行する。

附 則（平成28年3月29日岐阜県警察告示第2号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月30日岐阜県警察告示第1号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

別記

第1号様式 (第2条関係)

個人情報取扱事務登録簿

事務番号

—

個人情報取扱事務の区分		<input type="checkbox"/> 全所属共通		<input type="checkbox"/> 警察署等共通		<input type="checkbox"/> 固有	
個人情報取扱事務を 所管する組織の名称	登録					登録年月日	年 月 日
	保有					変更年月日	年 月 日
個人情報取扱事務の名称							
個人情報取扱事務の目的							
個人情報取扱事務の根拠							
個人情報の対象者の範囲							
特定個人情報の有無		<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無			
個人情報 の記録項目	基本的事項	<input type="checkbox"/> 氏名		<input type="checkbox"/> 識別番号		<input type="checkbox"/> 性別	
		<input type="checkbox"/> 生年月日・年齢		<input type="checkbox"/> 住所・電話番号		<input type="checkbox"/> 本籍・国籍	
	家庭生活	<input type="checkbox"/> 家族状況		<input type="checkbox"/> 婚姻歴		<input type="checkbox"/> 親族関係	
	社会生活及び経済活動	<input type="checkbox"/> 職業・職歴		<input type="checkbox"/> 学業・学歴		<input type="checkbox"/> 成績・評価	
		<input type="checkbox"/> 資産・所得		<input type="checkbox"/> 納税額		<input type="checkbox"/> 公的扶助	
		<input type="checkbox"/> 所属団体		<input type="checkbox"/> 資格		<input type="checkbox"/> 表彰歴	
要配慮個人情報	収集の根拠	<input type="checkbox"/> 人種 (民族を含む。)		<input type="checkbox"/> 信条 (思想・信教を含む。)			
		<input type="checkbox"/> 社会的身分		<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴			
	法令等の名称	<input type="checkbox"/> 法令等		<input type="checkbox"/> 犯罪の予防等		<input type="checkbox"/> 審査会意見	
		<input type="checkbox"/> 病歴		<input type="checkbox"/> 病歴に準ずるもの			
	<input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実		<input type="checkbox"/> 犯罪の経歴に準ずるもの				
その他	<input type="checkbox"/> ( ) <input type="checkbox"/> ( )						
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人		<input type="checkbox"/> 本人以外 (条例第 条第 項第 号該当)				
	本人以外の区分	<input type="checkbox"/> 実施機関内部		<input type="checkbox"/> 他の官公庁		<input type="checkbox"/> 民間・私人	
	<input type="checkbox"/> 刊行物等		<input type="checkbox"/> 他の実施機関				
	<input type="checkbox"/> その他 ( )						
個人情報の経常的な提供の有無及び内容	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無				
	提供先	<input type="checkbox"/> 他の官公庁		<input type="checkbox"/> 民間・私人			
	提供内容	<input type="checkbox"/> 他の実施機関		<input type="checkbox"/> その他 ( )			
個人情報の目的外利用及び提供先	<input type="checkbox"/> 有 (条例第 条第 項第 号該当)		<input type="checkbox"/> 無				
	利用先又は提供先	<input type="checkbox"/> 実施機関内部		<input type="checkbox"/> 他の官公庁		<input type="checkbox"/> 民間・私人	
	<input type="checkbox"/> 他の実施機関		<input type="checkbox"/> その他 ( )				
個人情報の電子計算機処理の有無	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無				
	オンライン結合による外部提供の状況	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無			
	保護措置の具体的内容						
他法令等による開示制度の有無	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無				
	法令等の名称						
外部委託の有無及び内容	<input type="checkbox"/> 有		<input type="checkbox"/> 無				
	委託内容						
個人情報が記録されている主な公文書の名称及び記録媒体							
1						<input type="checkbox"/> 文書等	<input type="checkbox"/> 電磁的記録
2						<input type="checkbox"/> 文書等	<input type="checkbox"/> 電磁的記録
3						<input type="checkbox"/> 文書等	<input type="checkbox"/> 電磁的記録
4						<input type="checkbox"/> 文書等	<input type="checkbox"/> 電磁的記録
備考							

個人情報開示請求書

年 月 日

岐阜県警察本部長 様

住所 〔法人にあっては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号 - )
氏名 〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕	
連絡先電話番号	( ) -

岐阜県個人情報保護条例第16条第1項の規定により、次のとおり個人情報の開示を請求します。

請求に係る個人情報の内容		
開示の方法の区分		1 閲覧、聴取又は視聴 2 写し等の供与 3 1及び2
代理人の区分		1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人(特定個人情報の開示請求に限る。)
本人の氏名及び住所	住所	電話番号 ( ) -
	氏名	

- 注1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。  
 2 「請求に係る個人情報の内容」の欄は、請求に係る個人情報が特定できるように記入してください。  
 3 「代理人の区分」及び「本人の氏名及び住所」の欄は、代理人による請求の場合に記入してください。  
 4 請求の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。  
 5 法定代理人による請求の場合は、請求者に係る注4の書類（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。  
 6 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求の場合は、請求者に係る注4の書類（法人にあっては、当該法人の登記事項証明書）に加え、その代理権を証明する書類（委任状及び印鑑登録証明書）を提出し、又は提示してください。  
 7 下の欄は記入する必要はありません。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
法定代理人資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
任意代理人資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑登録証明書		
本人の生年月日	年 月 日	本人の反対の意思表示	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無
処理状況	年 月 日決定 (開示[即日開示]・部分開示・非開示)	決定期限	整理番号
		・	No.
備考	担当 (請求書送付先)		

個人情報開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
個人情報の開示の日時	午前 午前 年 月 日 ( ) 時 から 時 までの間 午後 午後 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を下記担当宛てに電話等で御連絡ください。
個人情報の開示の場所	
担 当	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

注 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示するとともに、本人又はその代理人（法人にあっては、当該法人の役員）であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。

個人情報部分開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
個人情報の開示の日時	午前 時 から 午前 時 までの間 午後 時 から 午後 時 までの間 なお、当日都合が悪い場合は、あらかじめその旨を下記担当宛てに電話等で御連絡ください。
個人情報の開示の場所	
開示しない個人情報及びその理由	(開示しない部分) 岐阜県個人情報保護条例第14条第 号に該当 (理由)
※上記理由がなくなる日	年 月 日
担当	電話番号 ( ) - (内線 )
備考	
(教示)	
<p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

注1 個人情報の開示を受ける際には、この通知書を持参して、係員に提示するとともに、本人又はその代理人（法人にあっては、当該法人の役員）であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。

注2 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以降に改めて請求をしてください。

個人情報非開示決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第17条第1項の規定により、次のとおり開示しないことと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
個人情報を開示しない理由	岐阜県個人情報保護条例第14条第 号に該当・第15条の2に該当・不存在 (理由)
	岐阜県個人情報保護条例第13条の規定による開示請求に非該当 (理由)
※上記理由がなくなる日	年 月 日
担 当	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	

(教示)

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

注 ※印の欄はその期日をあらかじめ明示することができる場合に限り記載してあります。開示を希望する場合は、明示された日以降に改めて請求をしてください。

個人情報開示決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第17条第4項の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定期間を延長しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
岐阜県個人情報保護条例第17条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当	電話番号（ ） — （内線 ）
備考	

個人情報開示決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第17条第5項の規定により、次のとおり開示するかどうかの決定期間を延長しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容		
岐阜県個人情報保護条例第17条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
開示請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき開示決定等をする期間及びその部分	期 間	年 月 日まで
	相当の部分	
岐阜県個人情報保護条例第17条第5項の規定を適用する理由		
残りの個人情報について開示決定等をする期限	年 月 日	
担 当	電話番号（ ） — （内線 ）	
備 考		

個人情報開示請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで開示請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第17条の2第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

請求に係る個人情報内容		
移送を受ける実施機関及び担当課(所)等 〔開示決定等をする実施機関〕	実施機関	
	担当課(所)等	電話番号 ( ) - (内線 )
移送をした日	年 月 日	
移送の理由		
移送をした実施機関及び担当課(所)等	実施機関	
	担当課(所)等	電話番号 ( ) - (内線 )
備考		

個人情報の開示に係る意見照会書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

岐阜県個人情報保護条例第16条第1項の規定により、 に関する情報が含まれる個人情報の開示請求がありましたので、当該個人情報を本人に開示するかどうかの決定を行う際の参考とするため、同条例第17条の3第 項の規定により御意見を伺います。

つきましては、当該個人情報を開示することにつき御意見がある場合は、別紙「個人情報の開示に係る意見書」を提出していただきますようお願いします。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、御意見がないものとして取り扱わせていただきます。

請求に係る個人情報の内容	
請求に係る個人情報に含まれている に関する情報	
開示請求があった日	年 月 日
岐阜県個人情報保護条例第17条の3第2項第1号又は第2号の規定の適用の区分及び当該規定を適用する理由	岐阜県個人情報保護条例第17条の3第2項第 号を適用 (理由)
意見書の提出期限	年 月 日
意見書の提出先	電話番号 — — (内線 )
備 考	

個人情報の開示に係る意見書

年 月 日

岐阜県警察本部長 様

住 所 〔法人その他の団体にあつて〕 は、主たる事務所の所在地	（郵便番号 ー ）
氏 名 〔法人その他の団体にあつて〕 は、名称及び代表者の氏名	
連 絡 先 電 話 番 号	（ ） ー

年 月 日付け 第 号で照会のあつたことについては、次のとおり回答します。

請求に係る個人情報の内容	
<p>（該当する番号を○で囲み、必要な事項を記入してください。）</p> <p>1 本人に開示しても支障を生じない。</p> <p>2 本人に開示すると支障を生じる。</p> <p>（本人に開示することにより支障を生ずる部分）</p> <p>（その理由）</p>	

個人情報の開示決定に係る通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

から 年 月 日付けで「個人情報の開示に係る意見書」の提出がありました個人情報について、次のとおり開示することを決定しましたので、岐阜県個人情報保護条例第17条の3第3項の規定により通知します。

請求に係る個人情報の内容	
開示することとした に関する情報	
開示決定をした日	年 月 日
開示することとした理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当	電話番号（ ） — （内線 ）
備 考	
<p>（教示）</p> <p>1 この通知に係る決定に不服がある場合には、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。ただし、審査請求と併せて執行停止の申立てがなされなければ、原則として当該情報を開示することとなります。</p> <p>2 この通知に係る決定については、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、その決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、その処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p> <p>また、開示を実施する日までに取消訴訟が提起され、かつ、裁判所に執行停止の申立てがなされなければ、 に関する情報を開示することとなります。</p>	

個人情報訂正請求書

年 月 日

岐阜県警察本部長 様

住 所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号 - )
氏 名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
連絡先電話番号	( ) -

岐阜県個人情報保護条例第21条第1項の規定により、次のとおり個人情報の訂正を請求します。

請求に係る個人情報の内容		
訂正を求める内容		
代理人の区分		1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人(特定個人情報の訂正請求に限る。)
本人の氏名及び住所	住所	電話番号 ( ) -
	氏名	

- 注1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。  
 2 「請求に係る個人情報の内容」の欄は、請求に係る個人情報が特定できるように記入してください。  
 3 「代理人の区分」及び「本人の氏名及び住所」の欄は、代理人による請求の場合に記入してください。  
 4 請求の際には、訂正を求める内容が事実と合致することを証明する書類等を提出し、又は提示してください。  
 5 請求の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。  
 6 法定代理人による請求の場合は、請求者に係る注5の書類（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書）に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。  
 7 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求の場合は、請求者に係る注5の書類（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書）に加え、その代理権を証明する書類（委任状及び印鑑登録証明書）を提出し、又は提示してください。  
 8 下の欄は記入する必要はありません。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
法定代理人資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
任意代理人資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑登録証明書		
開示を受けた個人情報であることの確認	<input type="checkbox"/> 開示決定通知書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
処理状況	年 月 日 決定 (訂正・部分訂正・非訂正)	決定期限	整理番号
		・ ・	No.
備考	担当 (請求書送付先)		

個人情報訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり訂正することと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
担 当	電話番号（ ） — （内線 ）
備 考	

個人情報部分訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおりその一部を訂正することと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
訂 正 の 内 容	
訂 正 し な い 個 人 情 報 及 び そ の 理 由	(訂正しない部分)  (理由)
担 当	電話番号 ( ) - (内線 )
備 考	
<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

個人情報非訂正決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第22条第1項の規定により、次のとおり訂正しないことと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
個人情報を訂正しない理由	
担 当	電話番号（ ） — （内線 ）
備 考	

（教示）

- この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。
- この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。

個人情報訂正決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第22条第4項において準用する同条例第17条第4項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定期間を延長しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
岐阜県個人情報保護条例第22条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当	電話番号（ ） — （内線 ）
備考	

個人情報訂正決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第22条第4項において準用する同条例第17条第5項の規定により、次のとおり訂正するかどうかの決定期間を延長しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容		
岐阜県個人情報保護条例第22条第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
訂正請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき訂正決定等をする期間及びその部分	期 間	年 月 日まで
	相当の部分	
岐阜県個人情報保護条例第22条第4項で準用する同条例第17条第5項の規定を適用する理由		
残りの個人情報について訂正決定等をする期限	年 月 日	
担 当	電話番号（ ） — （内線 ）	
備 考		

個人情報訂正請求事案移送通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第23条第1項の規定により、次のとおり事案を移送しましたので、通知します。

請求に係る個人情報内容		
移送を受ける実施機関及び担当課(所)等 〔訂正決定等をする実施機関〕	実施機関	
	担当課(所)等	電話番号 ( ) - (内線 )
移送をした日	年 月 日	
移送の理由		
移送をした実施機関及び担当課(所)等	実施機関	
	担当課(所)等	電話番号 ( ) - (内線 )
備考		

個人情報訂正実施通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで提供した個人情報について、次のとおり訂正を実施しましたので、岐阜県個人情報保護条例第23条の2の規定により、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
訂正を実施した年月日	年 月 日
訂正の内容	
担当	電話番号（ ） — （内線 ）
備考	

個人情報利用停止請求書

年 月 日

岐阜県警察本部長 様

住所 〔法人にあつては、主たる事務所の所在地〕	(郵便番号 - )
氏名 〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕	
連絡先電話番号	( ) -

岐阜県個人情報保護条例第23条の5第1項の規定により、次のとおり個人情報の利用停止を請求します。

請求に係る個人情報の内容		
利用停止を求める趣旨及びその理由		
代理人の区分		1 未成年者の法定代理人 2 成年被後見人の法定代理人 3 本人の委任による代理人（特定個人情報の利用停止請求に限る。）
本人の氏名及び住所	住所	電話番号 ( ) -
	氏名	

- 注1 該当する番号を○で囲み、各欄に必要な事項を記入してください。  
 2 「請求に係る個人情報の内容」の欄は、請求に係る個人情報が特定できるように記入してください。  
 3 「代理人の区分」及び「本人の氏名及び住所」の欄は、代理人による請求の場合に記入してください。  
 4 請求の際には、本人であることを証明する書類（運転免許証、旅券、健康保険の被保険者証等）を提出し、又は提示してください。  
 5 法定代理人による請求の場合は、請求者に係る注4の書類（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書）に加え、その資格を証明する書類（戸籍謄本等）を提出し、又は提示してください。  
 6 本人の委任による代理人（以下「任意代理人」という。）による請求の場合は、請求者に係る注4の書類（法人にあつては、当該法人の登記事項証明書）に加え、その代理権を証明する書類（委任状及び印鑑登録証明書）を提出し、又は提示してください。  
 7 下の欄は記入する必要はありません。

本人等確認	<input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> 健康保険の被保険者証 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
法定代理人資格確認	<input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
任意代理人資格確認	<input type="checkbox"/> 委任状及び印鑑登録証明書		
開示を受けた個人情報であることの確認	<input type="checkbox"/> 開示決定通知書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
処理状況	年 月 日 決定 (利用停止・部分利用停止・非利用停止)	決定期限	整理番号
		・ ・	No.
備考	担当 (請求書送付先)		

個人情報利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第23条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止することと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
担 当	電話番号（ ） — （内線 ）
備 考	

個人情報部分利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第23条の6第1項の規定により、次のとおりその一部を利用停止することと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
利用停止の内容	
利用停止しない個人情報及びその理由	(利用停止しない部分)  (理由)
担当	電話番号 ( ) - (内線 )
備考	
<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

個人情報非利用停止決定通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第23条の6第1項の規定により、次のとおり利用停止しないことと決定しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
個人情報を利用停止しない理由	
担 当	電話番号（ ） — （内線 ）
備 考	
<p>(教示)</p> <p>1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、岐阜県公安委員会に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として（訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。）、行政事件訴訟法に基づく処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合には、この処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に提起しなければならないこととされています。</p>	

個人情報利用停止決定期間延長通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第23条の6第4項において準用する同条例第17条第4項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定期間を延長しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容	
岐阜県個人情報保護条例第23条の6第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期限	年 月 日まで
延長の理由	
担当	電話番号（ ） — （内線 ）
備考	

個人情報利用停止決定期間特例延長通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった個人情報について、岐阜県個人情報保護条例第23条の6第4項において準用する同条例第17条第5項の規定により、次のとおり利用停止するかどうかの決定期間を延長しましたので、通知します。

請求に係る個人情報の内容		
岐阜県個人情報保護条例第23条の6第1項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
利用停止請求に係る個人情報のうちの相当の部分につき利用停止決定等をする期間及びその部分	期 間	年 月 日まで
	相当の部分	
岐阜県個人情報保護条例第23条の6第4項で準用する同条例第17条第5項の規定を適用する理由		
残りの個人情報について利用停止決定等をする期限	年 月 日	
担 当	電話番号（ ） — （内線 ）	
備 考		

審査請求に係る個人情報の開示通知書

第 号  
年 月 日

様

岐阜県警察本部長 印

に関する情報が含まれる個人情報について、 年 月 日付け 第 号で行った決定に係る審査請求に対する裁決に従い、次のとおり個人情報を開示することとしましたので、岐阜県個人情報保護条例第24条第3項において準用する同条例第17条の3第3項の規定により、通知します。

審査請求に係る 個人情報の内容	
開示することとした に関する情報	
審査請求に対する裁決の理由	
開示を実施する日	年 月 日
担 当	電話番号 — — (内線 )
備 考	
<p>(教示)</p> <p>この通知に係る裁決については、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、岐阜県を被告として(訴訟において岐阜県を代表する者は岐阜県公安委員会となります。)、行政事件訴訟法に基づくその裁決に係る処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、その裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)</p> <p>また、開示を実施する日までに取消訴訟が提起され、かつ、裁判所に執行停止の申立てがなされなければ、 に関する情報を開示することとなります。</p>	

注 この様式は、条例第24条第3項第1号に該当する場合にあっては、教示事項を削り使用するものとする。